

浦添市美術館写真等資料の利用に関する取扱要綱

令和6年3月5日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦添市美術館の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第20号。以下「条例」という。）第8条第2号に基づき、浦添市美術館（以下「美術館」という。）が所蔵する美術作品等が、有効かつ適正に利用されるよう必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原版 ポジフィルム等の写真原版
- (2) 写真等資料 美術館が所蔵する美術作品等の原版若しくはデータ又は美術作品等のうち写真撮影することができるもの
- (3) 申請者 写真等資料を利用する者

(申請及び許可)

第3条 写真等資料の利用についての申請及び許可は、条例及び浦添市美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年教育委員会規則第4号。）に規定のとおりとする。

(遵守事項)

第4条 申請者は、写真等資料の利用による新聞、書籍、雑誌、冊子、ポスター及びチラシ等その他の成果物（以下「成果物」という。）には、作品名と「所蔵 浦添市美術館」を明記するものとする。この場合において、成果物が映像等の場合には、写真等資料の利用箇所又は映像等の最後に作品名と「所蔵 浦添市美術館」と明示するものとする。

2 申請者は、美術作品等の撮影における作品の取扱いについては、美術館の指示に従うものとする。

3 申請者は、原版を損傷又は紛失した場合は補償するものとする。

(加工)

第5条 申請者は、利用に際し写真等資料に加工を施してはならない。ただしやむを得ず加工を施す場合は、加工を施した作品の他に、原作品の全体図を明示するものとする。

(成果物の校正)

第6条 申請者は、成果物の初校が出来上がった時点において、美術館による校正の指示を受けるものとする。

(成果物の提供等)

第7条 申請者は、成果物を一部美術館に提供するものとする。この場合にお

いて、成果物が映像の場合は、映像を記録したDVDを一部提供するものとする。

2 美術館は、提供された成果物を美術館内で来館者に閲覧させ、また、成果物が映像の場合は、美術館内で放映することができる。

(複製の禁止)

第8条 申請者は、写真等資料が原版の場合、これを複製してはならない。ただし、編集等で複製が必要となった場合は、事前に美術館の許可を得なければならない。

2 申請者は、前項のただし書の規定により美術館の許可を得て原版を複製した場合は、当該複製物を利用した後は、美術館へ提供するものとする。

(データの破棄)

第9条 申請者は、美術館から提供されたデジタルデータ又は原版をスキャン等によりデジタル化したデータを、利用後はすみやかに破棄しなければならない。

(原版の返却等)

第10条 申請者は、原版を利用した後は、速やかに教育長に郵便書留等の手段により返却しなければならない。

2 編集の長期化等やむを得ず写真等資料利用期間の延長をする場合は、第3条の規定のとおり取扱うものとする。

(成果物の利用)

第11条 成果物の再版及び転用については、二次利用とし、利用の申請は、浦添市美術館写真等資料使用成果物二次利用申請書(様式第1号)に企画書等を添えて、浦添市美術館指定管理者(以下「指定管理者」という。)へ提出するものとする。

(成果物利用の許可)

第12条 指定管理者は、前項の内容を審査し、その用途が適正と認められたときには、浦添市美術館写真等資料使用成果物二次利用許可書(様式第2号)により通知するものとする。

(提供の方法)

第13条 デジタルデータは電子メール、原版は送付又は手渡しで提供する。なお、送付にかかる費用は申請者が負担するものとする。

(使用の許諾)

第14条 写真等資料に記録されている作品が著作権上保護されている場合は、申請者は権利者から使用の許諾を得るものとする。この場合において、許諾に関わる一切の費用は申請者が負うものとする。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。